



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 **ゲンゼ株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 廣地 厚
(コード：3002、東証第1部)
本 社 所 在 地 大阪市北区梅田2丁目5番25号
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション課 小倉 誠
(TEL. 06-6348-1314)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 121 期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しており、その期限を平 30 年 10 月 1 日と定めております。当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、会社法第 195 条第 1 項の定めに従い、本日開催の取締役会において、当社の単元株式数を変更する旨の決議を行ないました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行ないます。ただし、この定款一部変更は、株式の併合に関する議案が総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にして、議決権数に変更が生じることのないよう、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行います。

併せて、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合にて、現行の 500,000,000 株から 50,000,000 株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	209,935,165 株
株式併合により減少する株式数	188,941,649 株
株式併合後の発行済株式総数	20,993,516 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

- ④ 効力発生日における発行可能株式総数 50,000,000 株（併合前 500,000,000 株）

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	26,943 名（100.00%）	209,935,165 株（100.00%）
10 株未満	1,168 名（ 4.34%）	2,104 株（ 0.00%）
10 株以上	25,775 名（ 95.66%）	209,933,061 株（100.00%）

株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株主様 1,168 名（その所有株式の合計は 2,104 株。平成 29 年 3 月 31 日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合にて分配いたします。

(5) 効力発生日

本総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、株式併合に関する議案が本総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 第 6 条 (会社の発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000,000 株</u> とする。 第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 2 章 株 式 第 6 条 (会社の発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000 株</u> とする。 第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成 29 年 5 月 12 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)
- (3) 株式併合の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
- (4) 定款の一部変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
- (ご参考) 株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続の関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。
当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。
株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となります。
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどうなりますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.1 株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合にて分配いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

Q 7 1 株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続については、お取引のある証券会社または末尾記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続については、お取引のある証券会社または末尾記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日 定時株主総会

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 株式併合および単元株式数の変更の効力発生日

平成 29 年 10 月下旬 株式併合割当通知の発送

平成 29 年 12 月上旬 端数株式の処分代金のお支払い

Q10 株主は何か手続をしなければならないのですか。

A10 特に必要なお手続はございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または以下の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電 話 0120-094-777 (通話料無料)

受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 (土・日・祝日を除く)

以 上